

## 佐世保市建設工事監督要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐世保市の発注する請負工事（以下「工事」という。）の監督について、法令等に定めがあるもののほか、適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(監督の体制及び分類)

第2条 監督の体制及び分類は、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号。以下「規則」という。）第146条及び第182条の規定に基づくものとし、監督員（規則第180条第1号に規定する監督員をいう。以下同じ。）の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総括監督員 工事主管課長をもって充て、次の業務を行うものとする。

イ 監督総括業務

ロ 請負者に対する指示、承諾又は協議（重要なものに限る。）

ハ 関連工事の調整（重要なものに限る。）

ニ 設計図書の変更（重要なものに限る。）

ホ 一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約課長に対する通知等

ヘ 主任監督員及び担当監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理

(2) 主任監督員 工事主管課の担当係長をもって充て、次の業務を行うものとする。

イ 現場監督総括業務

ロ 請負者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）

ハ 請負者が作成した図面の承諾（重要なものに限る。）

ニ 契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む。）で重要なもの

ホ 関連工事の調整（重要なものを除く。）

ヘ 設計図書の変更（重要なもの及び軽易なものを除く。）

ト 一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告

チ 担当監督員の指揮監督及び一般監督業務の掌理

(3) 担当監督員 工事主管課の担当職員をもって充て、次の業務を行うものとする。

イ 一般監督業務

ロ 請負者に対する指示、承諾又は協議（軽易なものに限る。）

ハ 工事实施のための詳細図等の作成及び交付並びに請負者が作成した図面の承諾（軽易なものに限る。）

ニ 契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験及び検査の実施（重要なものを除く。）

ホ 設計図書の変更（軽易なものに限る。）

ヘ 一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告

2 工事主管部局長が必要があると認めた場合は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員は、前項に規定する者以外の者を充てるができる。

（監督の留意事項）

第3条 監督員は、現場状況並びに法令、工事請負契約書、設計図書及びその他関係書類を把握し、請負者に対して設計意図を正しく伝えるとともに、厳正、公平、潔白、かつ、能率的な監督職務を遂行するものとし、監督の実施によって特に知ることができた相手方の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。また、以下の留意事項について適切に対応するものとする。

(1) 現場技術者の適正な配置の把握及び不相当と認めた場合の措置

(2) 施工体制台帳、施工体系図の整備状況及び一括下請けの把握並びに不相当と認めた場合の措置

(3) 事故等が発生した場合の速やかな状況調査及び契約担当への通知

(4) 地元住民等からの苦情、要望等に対する措置

(5) 関係機関との協議、調整等の措置

(6) 工事期間中における公衆に及ぼす災害及び工事関係者の受ける災害を未然に防止するための安全対策に関する請負者への指導

(7) 「施工プロセス」チェックリストに基づく現場管理及び「施工プロセス」チェックリストにおいて不相当と認めた場合における改善指示書による措置

（監督の技術的基準）

第4条 監督員が監督を行う際の技術的基準は、設計図書により指定された各種共通仕様書及び工事施工管理基準等によるものとする。

(監督に関する図書)

第5条 担当監督員は、次の書類を備え付け、これを整理し、監督の経緯を明らかにするものとする。ただし、第9号の書類については、土木工事に限り適用するものとする。

- (1) 設計図書
- (2) 工程表
- (3) 施工計画書、承認図等
- (4) 工事打合せ簿等
- (5) 現場代理人、主任技術者届
- (6) 支給品精算書、支給・貸与物品受領書
- (7) 材料検査関係材料試験及び照合関係書類
- (8) 工事記録写真
- (9) 出来形管理図等
- (10) その他必要な書類

(工程表等の受理)

第6条 監督員は、請負者から提出された工程表及び施工計画書等を受理し、把握するものとする。

(関連工事の調整)

第7条 監督員は、施工上密接に関連する他の工事との調整を必要に応じて行うものとする。

(工事進捗状況の把握)

第8条 監督員は、工事の進捗状況を把握し、請負者が常に適切な工程管理を行うよう指示するとともに、必要に応じて工事の進捗状況についてそれぞれ直属の上司に報告するものとする。

(支給材料)

第9条 総括監督員、主任監督員又は担当監督員は、支給材料を請負者に支給する場合には、工事請負契約書約款（以下「約款」という。）第15条の規定により、請負者の立会いのもとで引渡し、請負者から支給・貸与物品受領書を徴するものとする。

(工事現場発生品の措置)

第10条 総括監督員、主任監督員又は担当監督員は、工事施工に伴い現場発生品が生じたときは、その内容を明らかにし、引渡しを指示したものについては工事打合せ簿等に現場発生品調書を添付してそれぞれ直属の上司に提出するものとする。

(工事材料検査)

第11条 主任監督員又は担当監督員は、約款第13条第2項の規定により、監督員の検査を受けて使用すべきものと設計書に指定された工事材料又は監督員が必要と認める工事材料については、使用前に品質、寸法及び数量を検査し、又は確認するものとする。

2 前項の規定により検査又は確認をした材料の使用状況については、納入伝票等で確認するものとする。

3 第1項の検査又は確認の結果不合格となった工事材料は、当該決定を受けてから7日以内に工事現場外に搬出させるものとする。また、検査済の材料と検査済の材料以外の材料とは完全に区別させておくものとする。

(立会検査)

第12条 主任監督員又は担当監督員は、約款第14条第1項の規定により、監督員の立会いのうえ調合又は調合について見本検査を受けるものと設計図書に指定された材料については、立会い又は見本検査をするものとする。

2 主任監督員又は担当監督員は、約款第14条第2項の規定により、監督員の立会いのうえ施工するものと設計図書に指定された工事について、立会いのうえ施工させるものとする。

3 主任監督員又は担当監督員は、水中又は地中に埋設する工事その他完成後外部から明視することができない工事についても立会うものとする。ただし、立会いができない場合は、工事記録写真等で確認できるように請負者に指示するものとする。

4 主任監督員又は担当監督員は、約款第14条第2項の規定により立会いをしようとする場合は、佐世保市建設工事検査要領(平成20年4月1日施行)第2条に規定する検査員と同要領第3条第3号に基づく中間検査の実施について協議しなければならない。

(請負者からの検査又は立会要求)

第13条 主任監督員又は担当監督員は、約款第14条第4項の規定により、請負者から検査又は立会いの要求があった場合は、7日以内にこれに応じな

ければならない。

(改善請求)

第14条 総括監督員、主任監督員又は担当監督員は、約款第17条第1項の規定により、工事の施工が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善指示を行うものとする。

(監督記録等の整備)

第15条 担当監督員は、監督業務（指示、通知、承諾、提出、立会、確認、検査等）の内容を工事打合せ簿等に記録し、契約金額が300万円以上の工事については、監督状況を「施工プロセス」チェックリストに記録して整備しておくものとする。

(指示の方法)

第16条 監督員は、請負者に対し指示を与える場合は、工事打合せ簿により行うものとし、協議の内容が設計変更にかかる場合においては、別に定める佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する事務処理要領（平成15年9月1日施行）に基づき適切に処理するものとする。

2 請負者からの協議については、当該事実の確認後、結果（措置が必要となるときは当該指示を含む。）を調査終了後14日以内に請負者に通知又は報告しなければならない。

3 請負者との工事打ち合わせ簿の受け渡しは原則として担当監督員が行うものとする。

(工事記録写真)

第17条 監督員は、工事の各施工段階における施工状況及び工事完成後外部から確認できない部分については、その状況を確認できるよう請負者に写真撮影させ、整理させるものとする。

(臨機の措置)

第18条 主任監督員及び担当監督員は、約款第27条第1項の規定により、災害防止その他工事施工上緊急やむを得ず請負者に臨機の措置をとらせる必要があるときは、総括監督員に申し出てその指示を受けなければならない。ただし、急迫の事情によりその暇がないと認められるときは、独自の判断で指示し、その結果を総括監督員に報告しなければならない。

(工事の一時中止又は工期の延長)

第19条 総括監督員は、約款第20条第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止する必要があると認められるときは、一時中止の範囲及び理由を付し、工事一時中止通知書を契約課長に提出し、その指示を受けるものとする。また、請負者から工期の延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約課長（市長部局以外にあっては契約担当課の長。以下同じ。）に報告するものとする。

(損害発生の調査及び報告)

第20条 総括監督員は、約款第28条の規定により、工事目的物等の損害について請負者から報告を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、損害事故報告書を契約課長に提出し、その指示を受けるものとする。

2 第三者に及ぼした損害についても、前項の規定を適用するものとする。

(不可抗力による損害の調査及び報告)

第21条 総括監督員は、約款第30条第1項の規定により、天災等の不可抗力により発生した工事目的物等の損害について、請負者から工事災害通知書を受領した場合は、請負者の立会いのもと、その原因、損害の状況等を調査し、その結果について損害事故確認書を作成し、損害事故確認報告書に添付して契約課長に提出し、その指示を受けるものとする。

(工事成績評定)

第22条 主任監督員及び担当監督員は、工事が完成したときは、佐世保市工事成績評定実施要領（平成18年3月1日施行）に基づき評定を行い、その結果を技術監理課長へ通知するものとする。

(検査日の報告)

第23条 担当監督員は、工事検査に先立って、技術監理課長の指定する検査日を請負者に報告するものとする。

(検査等の立会)

第24条 総括監督員、主任監督員又は担当監督員は、検査員の行う検査等に立会い、契約関係書類その他参考となる資料を提供して検査の執行に協力しなければならない。

(契約課長への通知)

第25条 総括監督員は、次の各号のいずれかに該当することが現場で発生したことを知り得た場合は、直属の上司及び契約課長へ通知するものとする。

- (1) 請負者が正当な理由なく工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に工事が完成する見込みがないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。
- (3) 入札前に提出した調査資料等の記載内容に虚偽の事実が判明したとき。
- (4) 承諾を受けずに権利義務等を第三者に譲渡し、又は継承した事実が判明したとき。
- (5) 宿舍環境等使用人等の労働条件に問題があつて請負者が送検等されたとき。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反する不法投棄、砂利採取法（昭和43年法律第74号）に違反する無許可採取等関係法令に違反した事実が判明したとき。
- (7) 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は起訴されたとき。
- (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する事実が判明したとき。
- (9) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等がされたとき。
- (10) 使用人等の就労に関する労働基準法（昭和22年法律第49号）に違反する事実が判明し、送検等がされたとき。
- (11) 監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げ、又は不当な政治力等の圧力をかけ妨害したとき。
- (12) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第4条に規定する下請代金を支払期日経過後に支払っていないとき又は不当に下請代金の額を減じて支払っていたとき。
- (13) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反する過積載等により逮捕、送検等がされたとき。
- (14) 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等暴力団関係者がいることが判明したとき。
- (15) 下請事業者が暴力団関係企業が入っていることが判明し、又は下請事業者が暴力団員の威力を示して暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条で禁止されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明したとき。

(16) 施工体制台帳、施工体系図が不備という理由で監督員が文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかったとき。

(17) 前各号に定めるもののほか、法令及び当該請負契約に違反したとき。

(雑則)

第26条 契約金額が300万円未満の工事については、第22条及び第23条中「技術監理課長」とあるのは「工事主管課長」と読み替えるものとする。

2 第8条に規定する進捗状況の報告及び第19条に規定する工期延長の申し出の報告は、原則として工事打合せ簿により行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。